

1. 計画策定までの経過

(1) 計画策定までの検討経過

栗原市環境基本計画の策定にあたっては、学識経験者や関係団体等で構成される栗原市環境審議会や、公募された市民で構成される栗原市環境会議を中心として、平成18年度は地域環境の実態調査、市民・事業者等へのアンケートを行い、栗原市の環境の現状と課題を明らかにし、さらに平成19年度は具体的な計画の内容について、環境審議会・環境会議、庁内で組織された環境基本計画策定委員会や策定検討部会において、平成18年度に策定された栗原市総合計画との整合性も図りながら、望ましい環境像や目標・基本方針、目標実現のための施策等について、検討を重ねてきました。

以下にその経緯を示します。

年 月 日	会 議 名 等	主 な 内 容 等
平成18年 6月 5日	第1回環境審議会	・環境基本条例等の説明及び計画策定スケジュール説明
7月27日	第1回環境会議	・環境基本条例等の説明及び計画策定スケジュール説明 ・緑地・水辺・くらし環境部会の設置 ・市民アンケートの内容検討
11月 1日	第2回環境会議	・地域環境実態調査の報告（速報値） ・部会毎に栗原市の環境の長所、短所及び課題について検討
11月 9日	環境会議現地調査 （緑地環境部会）	・栗駒山とその周辺を対象とし、ブナの原生林や植林の現場等の現地調査を実施。
11月17日	環境会議現地調査 （くらし環境部会）	・栗原市クリーンセンター、南部給食センターの視察と新幹線の振動・騒音について現地調査を実施
11月30日	第2回環境審議会	・地域環境実態調査の報告（速報値） ・市民アンケート調査票の内容確認 ・栗原市の良いところ、悪いところ
平成19年 1月31日	第3回環境会議	・市民アンケートの結果報告（速報値） ・地域環境実態調査の結果報告及び部会毎に課題等の検討
2月 1日	環境基本計画 策定委員会	・推進体制、策定方針の説明
2月23日	第3回環境審議会	・市民アンケートの結果報告 ・栗原市環境基本計画（基礎調査）概要版の説明 ・H19年度に向けての課題検討
3月29日	第4回環境会議	・市民アンケートの結果報告 ・H19年度の行動計画について検討
平成19年 4月16日	環境会議現地調査 （水辺環境部会）	・迫川水系（花山～伊豆沼）を河川に沿って現地調査を実施
5月15日	環境基本計画 策定について諮問	・市長より環境審議会へ、環境基本計画の策定について諮問
	第1回環境審議会	・H19年度の動き方（進め方）の確認 ・環境像、施策方針の確認
6月 2日	第1回環境会議	・H19年度の動き方（進め方）の確認 ・環境配慮行動の方向性（アイデア出し） ・現地調査（有壁地区）
7月 3日	第2回環境審議会	・環境施策の検討、重点施策のアイデアの検討 ・地域別施策、環境配慮行動について
7月20日	第1回環境基本計画 策定検討部会	・役員選任 ・環境施策の検討

資料編

8月 3日	第 2 回環境会議	<ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮行動の検討 1 ・現地調査（栗駒地区）
8月23日	第 3 回環境会議	<ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮行動の検討 2 ・現地調査（伊豆沼・内沼地区）
8月31日	第 3 回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画たたき台の審議 （パブリックコメント用素案の検討 1）
9月 4日	第 2 回環境基本計画 策定検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・行政施策の検討 ・主体別の配慮指針の検討
9月 6日 ～9月20日	環境基本計画 策定検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・4章に記載する行政施策についての内容確認
9月22日	環境イベント	<ul style="list-style-type: none"> ・金成有壁地区のため池の池さらいを実施し、生態系の現状を採り、環境保全について意見交換を実施
10月12日 ～10月19日	環境基本計画 策定検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・関係部課から出された意見等について調整した内容を確認
10月31日	第 4 回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画たたき台の審議 （パブリックコメント用素案の検討 2）
11月28日 ～12月19日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・栗原市環境基本計画(案)について
12月25日	第 5 回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの報告、計画の進行管理について
平成20年 1月28日	第 6 回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画(案)の確認（市長への答申内容）
1月28日	学びあいセミナー in 栗原	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の取組の参考とするため、仙台広域圏 E S D での取組の事例について学習会を開催
2月12日 ～12月19日	環境基本計画 策定検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・環境審議会等での意見を反映させ修正を行った資料についての内容確認
2月28日	第 4 回環境会議	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度に向けての検討
3月 5日	環境基本計画(案)答申	<ul style="list-style-type: none"> ・環境審議会会長より市長へ、栗原市環境基本計画(案)について答申
3月13日 ～ 3月21日	環境基本計画 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・答申を受けた栗原市環境基本計画(案)についての内容確認



栗原市環境審議会の会議風景



栗原市環境会議の会議風景

2. 関係例規

(1) 栗原市環境基本条例

平成18年3月10日
条例第5号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策(第8条—第11条)

第3章 環境の保全及び創造を推進するための施策(第12条—第20条)

第4章 環境審議会(第21条)

附則

栗原の美しく豊かな自然は、そこで生活する人々の清廉で穏やかな人間性により、人間と自然が共存する環境と風土を育みながら、先人のたゆまぬ努力により大切に保全されてきた。

栗原は、栗駒国定公園「栗駒山」を源とする迫川、二迫川、三迫川の迫川流域と金流川、小山田川等に沿って集落が形成され、農業を基幹として、商工業など種々の産業を発展させながら、健康で恵み豊かな環境の恩恵に浴している。

しかし、より豊かさを求める社会経済活動の飛躍的な発展は、限りある資源を大量に消費し、産業排水などによる河川の水質汚濁や土壌の汚染を招いている。さらに、高速交通網の騒音などによる身近な環境問題は、地球の温暖化やオゾン層の破壊、海洋汚染など自然の生態系や環境への悪影響など地球規模での拡大が懸念されている。

栗原には、ラムサール条約湿地である「伊豆沼・内沼」、「蕪栗沼・周辺水田」をはじめ、栗駒山の「世界谷地」などの保全を必要とする湖沼や湿原がある。さらには「ゲンジボタル発生地」「アズマシャクナゲ自生北限地帯」など生物学的に貴重で、観光的にも有益な多くの動植物が存在しており、これらの保護に取り組むことが必要となっている。

私たちは豊かで快適な環境の下、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、この環境を守り、育てながら次世代へ継承する責務を負っている。

そのためには、このふるさと栗原の美しい環境のさらなる創造と環境にやさしい循環型地域社会の構築を一層推進させていくことが求められている。そのことが地球規模の環境を守ることであるとの認識を深め、ここに栗原の人と地球にやさしい環境の条例を制定するものである。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、市、市民、事業者及び滞在者の果たすべき責務と役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、現在及び将来の市民がより健康で安全かつ安心な生活を営むことができる人間及び自然が共生する健全で恵み豊かな環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境の保全及び創造 森林、緑地、農地及び水環境等の保全をするために、上流及び下流の人々が、同一流域で生活している認識を持ち、ともに健康で文化的な生活ができるよう恵み豊かな自然環境を保持し、より良い環境を創ることをいう。

(2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

資料編

- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の発掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産と動植物及びその生育環境を含む。)に被害が生じることをいう。
- (4) 循環型社会 廃棄物等の発生抑制と適正な循環的利用、処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。
- (5) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少、その他の地球の全体又はその広範囲な部分の環境に影響を及ぼす事態にかかる環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 栗原市の良好な環境の保全及び創造を実現するために、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) すべての市民が栗原市の豊かで恵まれた自然環境を大切にしながら、その自然環境が、将来にわたって損なわれることなく引き継がれるように努めること。
- (2) 多様な生物が生息している栗原市の豊かな自然環境を守り、そのための活動がさらに広がりを持つように努め、人間と自然が共生する社会の実現をめざすこと。
- (3) 永い年月をかけ、先人から継承してきた貴重な歴史的、文化的遺産及び景観を保護し、その中から人間と自然が調和することの大切さを学び、それを発展させること。
- (4) 市民の生活や事業活動による環境への悪い影響を少なくするよう努め、さらにより良い環境を創っていくような循環型社会を築くことをめざすこと。
- (5) 地球環境を守っていくことは人類共通の願いであり、すべての人々がこれを自らの課題として考え、あらゆる事業活動や日常生活において積極的に取り組むよう努めること。
- (6) 市が行う様々な施策は、環境の保全を優先して取り組むことを基本とすること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にしたがい、環境を保全し、さらに未来の理想的な環境を創造していくため、基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

2 市は、市民や事業者及び滞在者の自主的な環境の保全及び創造への取組みを支援する責務を有する。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にしたがい、日常生活の中で地域の人たちと協力しながら、環境への影響を少なくするよう努め、循環型社会の実現に積極的に取り組み、市や事業者が実施する環境の保全及び創造に関する施策に対しても協力する役割を担うものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にしたがい、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は環境の保全に資するため、必要な措置を講ずる役割を担うものとする。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にしたがい、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市及び市民が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する役割を担うものとする。

(滞在者の役割)

第7条 通勤、通学又は旅行などで栗原市に滞在する人々も、第5条に定める市民の役割に準じて良好な環境の保全及び創造に努める役割を担うものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の策定等に係る指針)

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にしたがい、次に掲げる事項を基本として、総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保つことにより、人の健康を保護し、安全かつ安心な生活環境を確保すること。
- (2) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び創造を図るとともに、野生動物の種の保存、その他生物の多様性の確保に努めること。
- (3) 公害の防止対策、廃棄物の減量化、資源の循環的利用及びエネルギーの有効利用を推進し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築すること。

(環境への配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全を図る見地から、その影響が低減されるよう配慮するものとする。

(環境基本計画)

第10条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、市民、事業者及びこれらの者が組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、栗原市環境審議会の意見を聴くものとする。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(公表)

第11条 市長は、毎年、環境の状況並びに市が環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況を公表するものとする。

第3章 環境の保全及び創造を推進するための施策

(森林、緑地、農地及び水環境の保全)

第12条 市は、森林、緑地、農地及び水環境を保全するため、国、他の地方公共団体、その他の関係機関等と連携し、かつ、市民、事業者、滞在者及び民間団体の参加又は協力を得て、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 人間と自然が共生する緑豊かな地域の形成を図るため、森林、緑地及び農地の保全、緑化の推進に必要なこと。
- (2) 多様な生物の生存を確保し、水と親しむ地域の形成を図るため、湖沼、河川等の水環境の保全に必要なこと。
- (3) 公共用水域の水質改善を図るため、生活雑排水、産業排水等による水質の汚濁防止の促進に必要なこと。

(環境整備事業の推進)

第13条 市は、下水道や廃棄物の処理施設をはじめ、環境の保全を目的とした施設の整備に取り組むほか、公園、緑地等の整備など、自然環境の整備に取り組むものとする。

(循環型社会への促進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

資料編

- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に取り組むものとする。
- 3 市は、廃棄物不法投棄の防止を図るため、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進を図るものとする。

(環境に関する教育及び学習の振興等)

- 第15条 市は、関係機関及び関係団体と協力して、環境の保全及び創造に関し、教育及び学習の振興並びに啓蒙活動の充実を図ることにより、市民、事業者及び滞在者がその理解を深めるとともに、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、次代を担う子どもたちへの環境教育を関係機関と連携して推進するものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

- 第16条 市は、市民、事業者又は民間団体が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

- 第17条 市は、環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民等の参加及び協働の促進)

- 第18条 前3条に定めるもののほか、市は、環境の保全及び創造に関する施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、市民、事業者、民間団体の参加及び協働の促進に関し必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境の保全の推進)

- 第19条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。
- 2 市は、国、他の地方公共団体及び民間団体と連携し、地球環境の保全に関する国際協力を推進するよう努めるものとする。
 - 3 市は、環境の保全及び創造に関し、広域的な取組が必要とされる施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(規制及び誘導的措置等)

- 第20条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。
- 2 市長は、環境への負荷の低減を図る必要があると認めるときは、工場又は事業場を設置する者と環境の保全に関する協定について協議し、その締結に努めるものとする。
 - 3 市は、市民及び事業者が自らの行為に係る環境への負荷を低減するための適切な誘導を図るため、必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 市は、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、環境の状況を把握するとともに、必要な監視、測定等を行うよう努めるものとする。

第4章 環境審議会

(環境審議会)

- 第21条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する事項について調査審議するため、栗原市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、意見を述べることができる。
 - (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

- (2) 環境基本計画の評価に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項並びに重要事項に関すること。
- 3 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 関係団体を代表する者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 市民
 - (5) その他市長が必要と認める者
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任することができる。
- 7 第3項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(鶯沢町環境基本条例の廃止)

- 2 鶯沢町環境基本条例(平成14年鶯沢町条例第18号)は、廃止する。

3. 委員名簿

(1) 栗原市環境審議会委員名簿

No.	職名	氏名	所属等	区分
1	会長	小金澤 孝昭	宮城教育大学教育学部 教授	学識経験者
2	副会長	佐々木 久雄	宮城県保健環境センター 水環境部長	
3	委員	本田 理喜雄	栗っこ農業協同組合 管理部長	関係団体を 代表する者
4	〃	千葉 俊朗	栗駒高原森林組合 総務企画課長	
5	〃	佐藤 勝彰	栗原市区長会連合会 会長	
6	〃	鈴木 民子	栗原市連合婦人会 副会長	
7	〃	千葉 一郎	栗原市公衆衛生組合連合会 会長	
8	〃	中嶋 美恵子	栗原ブロック商工会連絡協議会商工女性部	
9	〃	相川 良雄	三菱マテリアル株式会社 環境部門 環境技術研究所 所長	
10	〃	徳能 和男	栗原市清掃協業組合 理事	
11	〃	尾形 康子	J A栗っこ女性部フレッシュミズ部会	
12	〃	高橋 幹雄	特定非営利法人クリーンせみね 代表理事	
13	〃	呉地 正行	日本雁を保護する会 会長	
14	〃	菅原 憲	栗駒の自然を守る会	
15	〃	赤尾 牧夫	宮城県栗原保健福祉事務所 技術副参事兼次長	関係行政 機関の職員
16	〃	佐藤 正明	市民公募	市民
17	〃	杉浦 風ノ介	市民公募	
18	〃	三塚 芙美子	市民公募	
19	〃	齋藤 政憲	市民公募	
20	〃	大場 幸枝	市民公募	

(2) 栗原市環境会議委員名簿

No.	職名	部会	部会職名	氏名	区分	備考
1	委員	くらし環境部会	部会長	中川 康秋	志波 姫	
2	〃	くらし環境部会	副部会長	大江 房子	金 成	
3	〃	くらし環境部会		高橋 勝美	志波 姫	
4	会長	くらし環境部会		石川 憲昭	一 迫	
5	委員	くらし環境部会		高橋 富夫	築 館	
6	〃	くらし環境部会		三浦 和夫	若 柳	
7	〃	くらし環境部会		後藤 とも子	鶯 沢	
8	委員	緑地環境部会	部会長	菅原 克幸	栗 駒	
9	〃	緑地環境部会	副部会長	平野 友恵	築 館	
10	〃	緑地環境部会		白河 信二	一 迫	
11	〃	緑地環境部会		後藤 哲弘	瀬 峰	
12	〃	緑地環境部会		工藤 健	栗 駒	
13	〃	緑地環境部会		高橋 誠也	栗 駒	
14	〃	緑地環境部会		嶋田 哲郎	若 柳	
15	委員	水辺環境部会	部会長	小池 義一	若 柳	
16	〃	水辺環境部会	副部会長	澁谷 千王子	高 清水	
17	〃	水辺環境部会		及川 巖	若 柳	
18	〃	水辺環境部会		荒井 重行	築 館	
19	副会長	水辺環境部会		菅原 孝子	若 柳	
20	委員	水辺環境部会		大場 誠夫	栗 駒	
21	〃	水辺環境部会		工藤 幸子	花 山	

(3) 栗原市環境基本計画策定委員会名簿

No.	部	職	氏名	備考
1	副市長		柳川 輝久	委員長
2	総務部	総務部長	高橋 正明	
3	企画部	企画部長	岩渕 芳行	
4	生活環境部	生活環境部長	熊谷 茂	副委員長
5	保健福祉部	保健福祉部長	小澤 敏郎	
6	産業経済部	産業経済部長	小林 吉雄	
7	建設部	建設部長	千葉 和俊	
8	上下水道部	上下水道部長	沼倉 健一	
9	教育部	教育部長	佐々木 久	
10	農業委員会事務局	農業委員会事務局長	白鳥喜久雄	
11	消防本部	消防長	菅原 徳芳	
12	医療局	医療局長	伊藤 英悦	

(4) 栗原市環境基本計画策定検討部会委員名簿

No.	部	課	職	氏名	備考
1	総務部	総務課	課長補佐	菅原 茂樹	
2	企画部	企画課	課長補佐	高橋万里夫	
3	生活環境部	市民課	副参事兼課長補佐	佐藤 真一	
4	保健福祉部	社会福祉課	課長補佐	三條 彰	
5	産業経済部	畜産園芸課	課長補佐兼 畜産振興係長	三浦 菊雄	
6	建設部	建設課	課長補佐	千田 勝	
7	上下水道部	下水道課	課長補佐	鈴木 義彦	
8	教育部	教育総務課	課長補佐	菅原 昭憲	会長
9	農業委員会事務局		主幹兼総務係長	鹿野 琴子	副会長
10	消防本部	警防課	課長補佐	三浦 茂	
11	医療局	医療管理課	課長補佐兼 経営管理係長	菅原 久徳	

4. 環境基準

(1) 環境基本法等に基づく環境基準と類型の指定状況

① 大気汚染に係る環境基準

大気汚染物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。
備 考	<ol style="list-style-type: none"> 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く）をいう。 ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンによる大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。 ダイオキシン類に係る基準値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。（昭和51年8月13日通知）

出典：「大気汚染に係る環境基準」

（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号、改正・平成8年10月25日 環境庁告示第73号）

「二酸化窒素に係る環境基準」

（昭和53年7月11日 環境庁告示第38号、改正・平成8年10月25日 環境庁告示第74号）

「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準」

（平成9年2月4日 環境庁告示第4号、改正・平成13年4月20日 環境省告示第30号）

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」

（平成11年12月27日 環境庁告示第68号、改正・平成14年7月22日 環境省告示第46号）

② 水質汚濁に係る環境基準と類型指定

<河川（湖沼を除く）>

ア

項目 類型	利用目的の適応性 (*2)	基準値(*1)				
		水素イオン 濃度(pH) (*3)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO) (*3)	大腸菌 群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/1 以下	25mg/1 以下	7.5mg/1 以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/1 以下	25mg/1 以下	7.5mg/1 以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/1 以下	25mg/1 以下	5mg/1 以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/1 以下	50mg/1 以下	5mg/1 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/1 以下	100mg/1 以下	2mg/1 以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/1 以下	ごみ等の 浮遊が認め られないこと	2mg/1 以上	—

*1：基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）

*2：利用目的の適応性については下記のとおり

①自然環境保全：自然探勝等の環境保全

②水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

③水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

④工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

⑤環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

*3：農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/1以上とする（湖沼もこれに準ずる）

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/1以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/1以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/1以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/1以下
備考 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）		

出典：「水質汚濁に係る環境基準」

（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号、改正・平成15年11月5日 環境庁告示第123号）

<湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日以上である人工湖）>
ア

項目 類型	利用目的の適応性 (*1)	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/1 以下	1mg/1 以上	7.5mg/1 以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/1 以下	5mg/1 以上	7.5mg/1 以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/1 以下	15mg/1 以上	5mg/1 以上	—
C	工業用水2級、環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/1 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/1 以上	—
備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。						

*1：利用目的の適応性については下記のとおり

- ①自然環境保全：自然探勝等の環境保全。
- ②水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- ③水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- ④工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊の浄水操作を行うもの
- ⑤環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性 (*1)	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/1以下	0.005mg/1以下
Ⅱ	水道1,2,3級（特殊なものを除く）、水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/1以下	0.01mg/1以下
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/1以下	0.03mg/1以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/1以下	0.05mg/1以下
Ⅴ	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/1以下	0.1mg/1以下
備考			
1 基準値は年間平均値とする。			
2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれのある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。			
3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			

*1：利用目的の適応性については下記のとおり

- ①自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- ②水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう）
- ③水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
- ④環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/1以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/1以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/1以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/1以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準」

（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号、改正・平成15年11月5日 環境庁告示第123号）

<ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準>

媒体	基準値(*1)	測定方法
水質 (水底の底質を除く)	1pg-TEQ/1以下(*2)	日本工業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/1以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

*1：ダイオキシン類に係る基準値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

*2：水質（水底の底質を除く）の基準値は、年間平均値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」

（平成11年12月27日 環境庁告示第68号、改正・平成14年7月22日 環境省告示第46号）

③ 騒音に係る環境基準と類型指定

＜騒音に係る環境基準＞

	地域の類型		環境基準値	
	当該地域	地域の区分	昼間 (午前6時～ 午後10時)	夜間 (午後10時～ 翌日の午前6時)
AA	仙台市青葉区荒巻字青葉の第2種中高層住居専用地域の内文教地区（公園区域を除く）	—	50デシベル以下	40デシベル以下
A	仙台市他25市町村（*1）の区域で第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域 仙台市の第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域（一部地域に限る）、他25市町村の第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域	一般の地域	55デシベル以下	45デシベル以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B	同上	一般の地域	55デシベル以下	45デシベル以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
C	仙台市他25市町村の近隣商業地域（一部の地域を除く）、商業地域、準工業地域、工業地域	一般の地域	60デシベル以下	50デシベル以下
		車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間	— (備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	70デシベル以下	65デシベル以下

*1 仙台市他 25 市町村：仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、大河原町、村田町、柴田町、亘理町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、富谷町、大衡村、美里町、女川町、南三陸町
平成 19 年 3 月 31 日現在

出典：「騒音に係る環境基準」

(平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号、改正・平成 17 年 5 月 26 日 環境省告示第 45 号)

「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」

(平成 17 年 3 月 31 日 宮城県告示第 367 号、改正・平成 18 年 3 月 31 日 告示第 226 号)

「平成 19 年度 宮城県環境白書」

＜新幹線鉄道騒音に係る環境基準＞

地域の類型	基準値	地域（昭和52年5月20日指定）
I	70デシベル以下	東北新幹線鉄道の本線及び側線の軌道中心線から両側にそれぞれ300m以内の区域（以下「沿線区域」という。）のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域及び準住居地域及び沿線区域のうち別表1の区域
II	75デシベル以下	沿線区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び沿線区域のうち別表2の区域

* 別表 1 及び別表 2 は省略する

平成 19 年 3 月 31 日現在

出典：「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」

(昭和 50 年 7 月 29 日 環境庁告示第 46 号、改正・平成 5 年 10 月 28 日 環境省告示第 91 号)

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」

(昭和 52 年 5 月 20 日 宮城県告示第 387 号、改正・平成 17 年 11 月 22 日 告示第 1287 号)

「平成 19 年度 宮城県環境白書」

5. 用語の説明

(あ)

アイドリングストップ

停止中や長い信号待ちの際にエンジンを切り、無駄な空転（アイドリング）をしないこと。

ISO14001

ISO（国際標準化機構の略。スイスに本部を置く非政府組織）が定めた、地球環境の保全に関する環境マネジメントシステムの国際規格。ISO14001の認証は、環境マネジメントシステムを経営システムの中に取り入れていることを意味し、環境に配慮した経営を自主的に行っている証明になる。

悪臭物質

特有のにおいをもつ化合物は40万にも達するといわれるが、悪臭を発する物質を化学的にみると窒素や硫黄を含む化合物のほかに低級脂肪酸などがある。悪臭防止法では、現在アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、スチレン、ノルマル酪酸、イソ吉草酸、ノルマル吉草酸、プロピオン酸の12物質を悪臭物質として定めている。なお、平成6年4月からトルエン、キシレン、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、イソブタノール、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒドの10物質が追加指定された。22物質のうち窒素を含む化合物は2物質、硫黄を含む化合物は4物質、窒素・硫黄を含まないものは16物質となっている。

(い)

一酸化二窒素（N₂O）

大気中にわずかに含まれる窒素酸化物の一種で、主な発生源としては、燃焼、窒素肥料の使用、化学工業（硝酸などの製造）や有機物の微生物分解などがあげられる。温室効果ガスであり、京都議定書でも排出規制がかけられている。

一般廃棄物

廃棄物処理法では、一般廃棄物は「産業廃棄物以外の廃棄物」と定義されている。大きく、家庭から排出される「家庭系廃棄物」と、産業廃棄物に指定されている20種類（燃え殻、汚泥、廃油、廃酸アルカリ、廃プラスチック類など）を除いた商店、事務所、工場などから排出される「事業系一般廃棄物」、人の健康や生活環境に被害を生じるおそれがある「特別管理一般廃棄物」に分けられる。

(え)

エコタウン

産業活動によって排出される廃棄物をリサイクルすることや、熱エネルギーとして利用することなどによってゼロ・エミッション（ある産業から出るすべての廃棄物を新たに他の分野の原料として活用するなど、あらゆる廃棄物をゼロにすること）を目指す地域のこと。循環型社会の構築とともに、土地の新たな有効利用形態を示すものとして期待される。経済産業省は1997年度、このゼロ・エミッション構想を推進するため、環境省と連携して「エコタウン事業」を創設した。具体的には、地域特性に応じて地方自治体が作成したエコタウンプランについて、環境省と経済産業省が共同承認をすることで、実施される事業について総合的・多面的な支援が受けられるというもの。当市においては鶯沢地域（旧鶯沢町）が平成11年に宮城県と共に承認を受けており、平成18年度末までに全国で26地域が承認されている。

エコツーリズム

エコツーリズムは、エコロジー（環境、生態学）とツーリズム（観光旅行）を組み合わせた造語であり、国際的な自然保護機関であるIUCN（国際自然保護連合）は、エコツーリズムを「自然地域の中で観察し、研究し、楽しむ観光」と定義している。

エコバッグ（マイバッグ）

スーパーマーケットやコンビニエンスストアで当たり前のようにもらっているレジ袋。その年間使用枚数は、約 300 億枚（1 人 1 日約 1 枚）と言われるが、使用後はほとんどが捨てられている。しかし、消費者が袋を持参して買い物をする事で、このレジ袋は不要になり、原料となる化石燃料の削減につながる。このように、買い物に袋（バッグ）を持参して環境負荷を減らそうという運動が広がっており、持参する袋のことをエコバッグ、またはマイバッグという。

エコファーマー

持続性の高い農業生産方式（土づくり、化学肥料、化学農薬の低減を一体的に行う生産方式）を導入する計画を立て、都道府県知事の認定を受けた農業者のことである。

エコマーク

商品が多数あるなかで、環境負荷が少なく、環境保全に役立つと認められる商品につけられるマークのこと。環境に配慮した商品であるかどうかは、外見からでは容易に判別できない。そこで、環境負荷が少ない、あるいは環境保全に役立つと認められた商品にマークをつけ、消費者が商品を購入するときの目安になるよう導入されたのがエコマークである。もともと、ISO（国際標準化機構）で規格化された「環境ラベル」が基本になり、環境先進国のドイツ、北欧などで制定が進んだ。日本では 1989 年に始まり、（財）日本環境協会が審査・認定している。

エコライフ

わたしたちの生活がまわりの環境やわたしたち自身に影響を及ぼしている現状を認識し、少しずつでも何らかの行動を起こしていけるような生活スタイルを「エコライフ」と呼んでいる。

NPO（NonProfit Organization）

「民間非営利組織」などと訳される。「NPO 法人」は 1998 年に施行された「特定非営利法人促進法」（NPO 法）にもとづいて所轄庁より法人格を認められた民間の非営利団体。狭義の NPO という場合、NPO 法人を指すことも多い。

（お）

オゾン層

地上 10～50km の大気圏にあり、オゾンの濃度が高い層のこと。オゾン自体は人体にとって有害な物質だが、オゾン層は、太陽から降りそそぐ生物にとって有害な波長の紫外線の約 99% を吸収し、生物を守っている。紫外線は生物の細胞を破壊したり、遺伝子に変化を起ししたりすることがあり、皮膚がんを誘発する因子でもある。また、オゾン層が吸収したエネルギーによって成層圏の大気が暖まるため、地球の気候の形成に関与している。

温室効果

地球の大気を通過した太陽光線は、まず地表を暖める。そして、熱を吸収した地表から大気中に放射された赤外線は、大気中の二酸化炭素やメタンなどの気体に吸収され、地球を温室のように暖める。このように、大気がまるで温室のビニールやガラスと同じような効果をもたらす現象のことを温室効果と呼んでいる。

温室効果ガス

太陽からの日射エネルギーを通過させ、反対に地表から放射させる熱（赤外線）を吸収し、熱が地球の外に出て行くのを防ぐ性質がある大気中のガスのこと。二酸化炭素（CO₂）、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等の 6 種類があり、CO₂ を基準にして温室効果の程度を示す温暖化係数はそれぞれ異なる。

（か）

化学的酸素要求量（COD）

化学的酸素要求量。水質汚濁の汚染指標のひとつ。水中の汚物を化学的に酸化し、安定させるのに必要な酸素の量。値が小さいほど水質は良好である。

化学物質排出移動量届出制度（PRTR）

有害性のある多種多様な化学物質が、どんな発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物などに含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握、集計、公表する仕組みのこと。

資料編

合併処理浄化槽

各家庭に取り付ける污水处理装置のことで、生活排水を浄化して近隣の河川などに放流する。トイレの汚水（し尿）と風呂や台所の汚水（生活雑排水）も処理するもの。污水处理には下水道などもあるが、住宅が散在し、各家庭の汚水を一カ所に集めて処理のがコスト的にも難しい地域では合併処理浄化槽が適している。

環境会計

事業活動での環境保全のために投じたコストと、その活動によって得られた効果をできる限り定量的に測定する会計手法のこと。企業の利害関係者などに、環境保全に投資したコストやその成果などを情報公開し、経営に活かす経営管理ツールとしての役割が期待される。環境省は、環境会計に関する共通の枠組みを構築することを目的として2000年5月に「環境会計ガイドライン」を公表し、2002年、2005年に改訂を行っている。

環境家計簿

毎日の生活の中で環境に関係する出来事や行動を家計簿のように記録し、家庭でどんな環境負荷が発生しているかを家計の収支計算のように行うもの。とくに決まった形式はないが、毎月使用する電気、ガス、水道、ガソリン、燃えるごみなどの量に二酸化炭素（CO₂）を出す係数を掛けて、その家庭でのCO₂排出量を計算する形式のものが多い。環境家計簿をつけることにより、消費者自らが環境についての意識をもって、生活行動の点検、見直しを継続的に行うことができる。

環境基準

人の健康、生活環境を保全するために望ましい基準として定められた基準。大気、水質、土壌、騒音についての程度に保つことを目標として施策を実施していくのを定めている。環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、これが守られなかったからといってすぐに人の健康などに被害が出るということ意味するものではない。

環境への負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上支障の原因となるおそれのあるものをいう。」と定義されている。

環境報告書

事業者が事業活動の中で地球環境や地域の環境にどんな影響を与えているか、そして環境を守るためにどんな努力をしているかなどを取りまとめて発表したもの。経営トップのポリシー、環境保全に対する方針や目標、計画、環境マネジメントのシステム、地球温暖化対策や省エネなどによる二酸化炭素排出量の削減、廃棄物の排出抑制などの取り組み、化学物質の削減やグリーン調達状況などが盛り込まれている。

環境保全型農業

生産性との調和を図りながら、環境に与える負荷をできる限り低減していく農業のこと。

農業には、食料の供給だけでなく、国土や環境の保全など多面的な機能がある。しかし、農業を生産面でみると、近年、生産性向上のために化学肥料や農薬が使用されており、使いすぎると土壌や河川など環境汚染につながる。一方、農地の生産力の維持増進に不可欠な土づくりは年々減退している。また、連作による地力の低下や、害虫が農薬への抵抗性を強めるといった現象が確認されるようになっている。さらに、有機農産物など化学肥料や農薬の使用を抑えた農産物に対する消費者の要望が増えていて、環境保全型農業への関心がますます高まっている。

環境マネジメントシステム（EMS）

業者が経営方針の中に環境に関する方針や目標などを設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境マネジメント」または「環境管理」という。この取り組みを進めるための工場や事業場内の体制・手続などを策定・実施・運用するための、一連の責任、実務、手順、プロセスおよび経営資源が「環境マネジメントシステム」である。

(き)

規制基準

排出基準、排水基準、燃料基準などの総称。法律や条例に基づいて、事業者等が遵守しなければならない基準として設定されているもの。

GAP (Good Agricultural Practice の略) 手法

農業者自らが、(1)農作業の点検項目を決定し、(2)点検項目に従い農作業を行い、記録し、(3)記録を点検・評価し、改善点を見出し、(4)次回の作付けに活用するという一連の「農業生産工程の管理手法」(クロスチェック手法)のことで、農産物の安全確保のみならず、環境保全、農産物の品質の向上、労働安全の確保等に有効な手法であり、このような生産工程の管理手法を多くの農業者が取り入れ、自らの営農・生産条件や実力に応じて取り組むことが、安全な農産物の安定的な供給、環境保全、農業経営の改善・効率化の実現に繋がるほか、生産された農産物の安全性や品質の確保等について消費者・食品事業者等の信頼を確保する上でも有効な手法となる。

休猟区

一定の地域における狩猟鳥獣が減少した場合、その増加を図るために必要があると認めたときに設定するもので、その期間全ての鳥獣の捕獲が禁止される。

協働

協力して働くこと。市民と市(行政)が相互理解のもと、ともに協力して働いてまちづくりを行うという意味で用いている。

京都議定書

京都議定書とは、1997年12月に京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締結国会議(COP3)」で採択された、二酸化炭素(CO₂)など6種類の温室効果ガスについての排出削減義務などを定めた議定書のこと。2005年2月16日に発効した。1990年を基準年として温室効果ガスを先進国全体で5.2%削減することを義務づけるとともに、CDMやJ I、排出量取引などの「京都メカニズム」という仕組みも導入された。日本は6%の削減が義務づけられ、国内法も整備されている。

kg-CO₂

二酸化炭素その他の温室効果ガスの排出、吸収、貯蔵等の量を、相当する温室効果を有する二酸化炭素の重量に換算した単位。

(く)

クリーンエネルギー

電気や熱に変えても、二酸化炭素(CO₂)や窒素酸化物(NO_x)などの有害物質を排出しない、または排出が相対的に少ないエネルギー源のこと。いわゆる自然エネルギーである太陽光、水力、風力、地熱などのほか、化石燃料の中では有毒物質の発生が少ない天然ガスもクリーンエネルギーと呼ばれることがある。また、資源を再利用するリサイクルエネルギーや、従来型のエネルギーを新しい発想や技術でよりクリーンで効率良く使用する燃料電池やコージェネレーションなどがクリーンエネルギーとしてあげられる。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境への影響を考慮し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。循環型社会の実現には、供給側だけでなく、環境配慮型製品の需要面からの取り組みが重要であるという観点から、2000年に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)が制定されている。

グリーンマーク

紙のリサイクルを推進するとともに、環境の緑化を目的としたマークで(財)古紙再生促進センターが認証を行なっている。古紙を40%以上利用していることを示す認証マークで、ノートやコピー用紙、トイレトペーパーなどに表示されている。

(こ)

公害

主に事業活動などにより、自然環境や生活環境、人の健康に被害が生じること。環境基本法では、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭によって、「人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう」と定義されており、これらは「典型七公害」と呼ばれる。1967年に、四大公害の発生を受けて制定された公害対策基本法の定義を引き継いだものである。

資料編

光化学オキシダント

自動車や工場から排出された窒素酸化物（ NO_x ）や炭化水素類などの1次汚染物質が、太陽光線中の紫外線を受けて光化学反応を起こし、オゾンを主成分とし、アルデヒドなどを含む酸化性物質が2次的に生成される。これらの物質を総称して「オキシダント」と呼ぶ。夏など日射量が強く、高温・無風などの条件が重なったとき、光化学オキシダントやPAN（パーオキシアセチルナイトレート）等の濃度が局所的に高くなった状態を、光化学スモッグと呼ぶ。

公共下水道

下水道法による下水道の種別の一つで、「主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。」と定義されている。

公共用水域

水質汚濁防止法では、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他の公共の用に供される水路（下水道法に規定する公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）をいう。」と定義されている。処理場のない下水道は公共用水域となる。

国立公園

国立公園に準じる景勝地として自然公園法に基づいて環境大臣が指定した公園で、国立公園が国の直接管理なのに対し、国立公園は都道府県が管理している。

国土利用計画

栗原市では、国土利用計画法第8条に基づき、市域の総合的、計画的な利用を進める指針を定めている。

コミュニティ

人間が日常的な共同生活をするための地域集団のこと。生活共同体、町内会、自治会などを指す。

コミュニティビジネス

コミュニティビジネスとは、福祉や教育、環境保護など、地域や社会の抱える課題について、ビジネスの手法を活用しつつ、地域との信頼関係の中で、多様で柔軟なサービスを、市民が主体となって提供して解決していく、地域性・社会性と、事業性・自立性を伴った事業活動のこと。

サービスの担い手の形態は、株式会社、有限会社、NPO法人、商店街などさまざまである。近年、雇用の創出だけでなく、若年者や高齢者などに社会参加・自己実現の場を提供するなど、さまざまな問題を抱える地域社会の再生の担い手として期待されており、社会のあり方、個人の生き方への展望が変化する中で、コミュニティビジネスによる地域社会づくりが注目を集めている。

(さ)

産業廃棄物

廃棄物処理法によると、産業廃棄物とは製品の製造などの事業活動によって工場などから排出される廃棄物の中で、その性状によって燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック、金属くずなど20種類が指定されている。産業廃棄物は、排出した者が責任をもって処理することとされており、自らが処理を行うか、都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して処理を行うこととなっている。

酸性雨・酸性雪

酸性雨・酸性雪とは、pH（水素イオン濃度）が5.6以下の酸性の雨や雪のこと。主な原因は、化石燃料を燃やすときなどに発生する二酸化硫黄（ SO_2 ）や窒素酸化物（ NO_x ）などの酸性物質だ。酸性雨によって、河川や湖沼、土壌などの自然や生物、また、建造物などに被害が及び、問題になっている。

(し)

COD（Chemical oxygen demand の略）→「化学的酸素要求量」参照。

資源循環型社会

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限におさえる社会のこと。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わる、今後目指すべき社会像として、政府は2000年に「循環型社会形成推進基本法」を制定。循環型社会の基本的な方向性を定めるとともに、「リデュース（ごみを出さない）」、「リユース（再使用する）」、「リサイクル（再生利用する）」の3Rを循環型社会の実践的な行動指針としている。

自然環境保全地域

高山性植生、亜高山性植生、優れた天然林などのうち、保全することが特に必要な地域として、自然環境保全法または県自然環境保全条例に基づき指定された地域。

自然公園

優れた自然の風景地として自然公園法（1957年）に基づいて指定される地域。自然環境の保護と快適で適正な利用が推進されている。環境大臣が指定する国立公園、国定公園、都道府県知事が指定する都道府県立自然公園があり、国立公園は国が管理し、他の2つは都道府県が管理している。

自然エネルギー

風力、太陽光、バイオマス、小水力、波力、潮力、地熱など、自然由来で環境負荷が小さく枯渇することのない再生可能なエネルギーの総称。

省エネルギー

日本の温室効果ガス排出量の9割を占めるのがエネルギー起源の二酸化炭素であり、地球温暖化を防ぐために、省エネルギーを進め、資源やエネルギーを効率的に利用する必要がある。

新エネルギー

資源量の限界と二酸化炭素の排出問題から、化石燃料に代わる新しいエネルギーが求められるようになり、太陽光、風力などの自然エネルギーや燃料電池などの新たな技術によって、クリーンなエネルギーが開発されている。

親水

水に触れたり、接したりして水に親しむこと。河川ではかつて、コンクリート3面張りの護岸整備や水質汚濁が進み、人々と河川の距離が離れてしまった。そこで、川に人々を呼び戻すため、多自然型川づくりによって川の水に触れられるような護岸整備が進んでいる。最近では、単に「水に親しむ」ことだけでなく、公園を整備したり、魚類や昆虫などとの共存を目指した取り組みも親水活動の一環ととらえられるようになった。公園などの施設を総称して親水施設とも呼ばれ、各地で整備が進んでいる。

(せ)

生活排水

炊事、洗濯、風呂、洗面、掃除、し尿など、日常生活にともなって家庭から出される排水のこと。公共下水道の整備を促進、生活雑排水とし尿と一緒に処理できる合併処理浄化槽の普及などの対策が講じられている。また、生ゴミや食用油を流さない、洗剤の使用量を計量する（適量を使用する）、節水に努めるなどの配慮が必要である。

生物化学的酸素要求量（BOD）

好気性細菌が、水中の有機物を酸化分解するのに必要な酸素量で、水質汚濁の指標の1つ。普通20℃において5日間に消費する量を、ppmまたはmg/lで示す。化学的酸素要求量（COD）が海域や湖沼で用いられるのに対し、BODは河川の汚濁指標として用いられ、値が小さいほど水質は良好である。

ゼロエミッション

1994年に国連大学が提案した構想で、産業から排出される全ての廃棄物や副産物が、他の産業の資源として活用され、全体として廃棄物を生み出さない生産を目指そうとするもので、環境管理の国際規格ISO14001の普及に伴い、事業所や工場のゼロエミッションに取り組む事業者が増えている。この場合のゼロエミッションは、「廃棄物を徹底分別しリサイクルを促進することで、焼却や埋立によって処分する産業廃棄物をなくす」という意味で使われており、一般的には「ゼロエミッション＝廃棄物ゼロ」と理解されている。

(た)

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラジオキシン（PCDDs）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFs）、及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称。通常、環境中に極微量に存在する有害な物質。人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、平成12年1月「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、廃棄物焼却炉などからの排出規制が行われている。

代替フロン

オゾン層破壊への影響が大きいとして、モントリオール議定書により1996年末までに全廃された特定フロン類の代替品として開発が進められているフロン類似品のことで、フロンと同様あるいは類似の優れた性質を持つもの。

(ち)

窒素酸化物（NO_x）

窒素と酸素の化合物の総称。主として重油やガソリン、石炭などの燃焼によって発生する一酸化窒素（NO）や二酸化窒素（NO₂）などをいう。発生源は自動車、ボイラー、工場、家庭用暖房など広範囲にわたっている。

地球温暖化

大気中の二酸化炭素（CO₂）など、熱を吸収する性質がある「温室効果ガス」が、人間の経済活動などに伴って増加する一方、森林の破壊などによってCO₂の吸収が減少することにより、地球全体の気温が上昇する現象のこと。異常気象や自然生態系、農業への影響などが心配されている。

地球温暖化防止対策実行計画

市町村が、市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出の抑制等のためにつくる「実行計画」。地球温暖化対策の推進に関する法律（第21条）により規定されている。

鳥獣保護区

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、野生鳥獣の保護・繁殖のために必要があると認めるとき、環境大臣または知事が指定するもので、すべての鳥獣の捕獲が禁止され、鳥獣の成育及び繁殖のために必要な施設などが設置される。鳥獣保護区のうち、特に鳥獣の繁殖に重要な箇所は特別保護地区として指定され、森林の伐採や工作物の設置など鳥獣の保護・繁殖に影響を及ぼすおそれのある行為が規制される。

(て)

低公害車

ガソリン車やディーゼル車に比べ、排出ガス中の環境負荷物質や騒音・振動などの公害の発生を大幅に抑えた車両。環境庁は電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車の4種を低公害車と呼んでいる。

デシベル

音圧レベルの単位で、音の強さを表す時に用いられる。dBと書く。騒音に係る環境基準では、幹線道路に近接する空間では昼間70dB以下、夜間65dB以下などと定められている。0dBは成人が聞くことのできる最小の音。この音に対して何倍の音であるかを対数表示したもの。

天然記念物

天然記念物とは、日本の貴重な自然で、学術上の価値の高い動物、植物、地質・鉱物などを、国や地方自治体が指定したもの。そのなかでも特に貴重なものは特別天然記念物に指定される。

(と)

冬季湛水水田（冬水たんぼ）

冬期も水を張っている水田のこと。多くの水田では、稲刈りに備えた落水後、翌春の代掻きのまでの冬期間は乾田状態となるが、冬期も水を張ることにより、湿地に依存する多様な生物の生息地となると考えられている。不耕起栽培との組み合わせによる除草効果などが実証されつつあり、農業生産と生態系保全の両立を図る試みとして注目されている。

透水性舗装

道路や地表の舗装面上に降った雨水を、間隙が多い舗装材の特質を利用して地中に浸透させる舗装工法。主に都市部の歩道などに使用される例が多く、地下水の保全・かん養や、都市型洪水の防止効果がある。また、コンクリート舗装に比べて太陽熱の蓄積を緩和するためヒートアイランド現象の抑制にも寄与するなど、環境保全やアメニティの面で広い効果がある。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R法）

化学物質の管理や環境の保全に対する国民の関心の急速な高まりや、OECD（経済開発協力機構）等の国際機関における検討の進展、海外における制度化の進展等を踏まえ、有害性が判明している化学物質について、人体等への悪影響との因果関係の判明していないものも含め、環境への排出量の把握に関する措置並びに化学物質の性状及び取り扱いに関する情報の提供に関する措置を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としている。

特定フロン

オゾン層保護のため国際条約により規制の対象となっているフロンのこと。

日本では、メタンやエタンなどの低級炭化水素の水素原子をフッ素を主体としたハロゲン原子で置換した化合物を、「フロン」という名称で呼んでいる。

トレーサビリティ

食の安全への関心の高まりなどから、食品がいつどこで誰によって生産され、どのような農薬や肥料、飼料が使われ、どんな流通経路をたどって、消費者の手元に届けられたかといった生産履歴情報が確認でき、万一食品に関する事故が発生しても、原因の究明や回収が容易になるシステムの確立が求められるようになった。これが「トレーサビリティ」である。

(に)

二酸化硫黄（SO₂）

石炭や石油など化石燃料の燃焼が主な発生源とされ、呼吸器疾患などを引き起こす。昭和30年代の四日市ゼンソクが有名。酸性雨の原因物質の一つでもある。石油の脱硫技術や排ガス処理技術の進展により、現在の日本ではほとんどの地域で環境基準を下回るまでに改善されている。

二酸化炭素（CO₂）

動物の呼吸や、石油、石炭などの化石燃料の燃焼によって発生する気体で、大気の一成分であり、それ自体は有害ではないが、地上から放出される熱を吸収する温室効果がある。二酸化炭素の排出量は、化石燃料の大量消費が始まった18世紀半ばの産業革命以降、急激に上昇しており、2030年代には産業革命以前の濃度の2倍に達するとみられている。

二酸化窒素（NO₂）

窒素（N₂）と酸素（O₂）の化合物である窒素酸化物の一種で、一酸化窒素（NO）とともに大気汚染物質として重視されている。高温燃焼下で空気中の窒素と酸素が反応するいわゆるサーマルノックスが大部分を占め、自動車が主な発生源であるため、大都市などにおける主要大気汚染源となっている。

(の)

農業集落排水

農村（農業振興地域）における生活排水処理施設のこと。農村では小さい集落が分散していることが多いため、下水道よりも小さい規模で、数集落単位で汚水を集め、処理して農業用水路や河川に戻す。農業用水路に戻された処理水は、農業用水などとしてリサイクル利用されている例もある。2001年度末現在、全国で290万人の生活排水を農業集落排水で処理している。

農業生産工程管理手法（GAP手法） → 「GAP手法」参照

資料編

農薬

農薬取締法では、「農作物等を害する病虫害の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいう。」と定義されている。水道水水質基準や環境基準健康項目にも何種類か追加され、ゴルフ場農薬30種については暫定指導指針値も定められている。農薬取締法では、製造・輸入業者による農薬の登録、無登録農薬の販売の禁止、製品容器への表示事項、販売業者の届出、農作物ごとに使用する農薬の剤型（粉、粒、水等）・使用方法・時期・回数を詳細に定めた農薬安全基準などについて定めている。

(は)

パートナーシップ

共同で何かを行うための、対等で友好的な協力関係。

ばい煙

燃料その他の燃焼、熱源としての電気の使用、合成、分解、その他の処理により発生する硫黄酸化物、ばいじん及びカドミウム等の有害物質をいう。

バイオディーゼル燃料（BDF）

菜種油・ひまわり油・大豆油・コーン油などの生物由来の油や、各種廃食用油（てんぷら油など）から作られる軽油代替燃料（ディーゼルエンジン用燃料）の総称。BDFと略されることもある。燃焼によってCO₂を排出しても、大気中のCO₂総量が増えないカーボンニュートラルである。バイオディーゼルは、従来の軽油に混ぜてディーゼルエンジン用燃料として使用できるため、CO₂削減の手段として注目されている。また、従来の軽油と比較して、硫黄酸化物（SO_x）がほとんど出ないという利点もある。

バイオマス

木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸・糞尿、プランクトンなど、化石燃料を除いた再生可能な生物由来の有機エネルギーや資源のことで、燃焼時に二酸化炭素の発生が少ない自然エネルギーとして注目されている。

廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状または液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。」と定義されている。また、産業廃棄物と一般廃棄物に分けられる。

(ひ)

PRTR (Pollutant Release and Transfer Register の略) → 「化学物質排出移動量届出制度」参照

PRTR法 → 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」参照

BOD (Biochemical oxygen demand の略) → 「生物化学的酸素要求量」参照。

BDF (Bio Diesel fuel の略) → 「バイオディーゼル燃料」参照

PDCAサイクル

事業活動において、生産管理や品質管理などの管理業務を計画通りスムーズに進めるための管理サイクル・マネジメントサイクルの一つで、計画 (Plan) に基づき、施策を実施 (Do) し、結果を点検 (Check) し、取組みを見直す (Action) ことを繰り返し、らせんを描くように継続的な改善を図るという考え方。

ppm (parts per million)

微量の物質の含有量を表す単位。気体の場合は体積比で、その他の場合は重量比で、100万分の1を表している。

(ふ)

フードマイレージ

輸入食料の総重量と輸送距離を乗じて数値化したもの。生産地から食卓までの距離が短い食べ物を食べることで、輸送に伴って発生する二酸化炭素（CO₂）など温室効果ガスの排出量を少なくして、環境への負荷を小さくする「フード・マイルズ」という考え方に基づいている。

フードマイレージの数値を意識することにより、食料の生産地から消費地までの距離に着目し、なるべく近くでとれた食料を食べることで、輸送に伴うエネルギーを出来るだけ減らし、環境への負荷を軽減しようとするもので、地産地消を推進していく理由の一つにもなっている。

冬水たんぼ → 「冬季湛水水田」参照

浮遊粒子状物質

大気中を漂う粒径10μm以下(100分の1mm以下)の粒子。浮遊粒子状物質は呼吸器疾患やスギ花粉症などの原因になるという研究結果が報告されている。

ペレットストーブ

木質ペレットを燃料とするストーブのこと。スウェーデンなど北欧に製造メーカーがあり、欧米各国で普及していたが、日本国内でも1990年代後半頃から製造を試みる中小メーカーが現れ普及しつつある。間伐材の利用促進や非化石燃料を用いることで地球温暖化対策に貢献するなどの環境問題から注目されている。

フロンガス

正式には「クロロフルオロカーボン（CFC）」。無色、無臭、不燃性で化学的に安定しているなどの特性があり、エアコンや冷蔵庫の冷媒、電子部品の洗浄、発泡スチロールの発泡材、スプレーなどに使われてきました。しかし、1974年、大気中に放出されたフロンが、有害紫外線を吸収するオゾン層を破壊する可能性があるとの報告がなされ、92年11月のモントリオール議定書締約国会議で、特定フロンの95年中全廃が決められました。しかし、フロンは10年以上かけて成層圏へ到達するため、現在でも、オゾン層の破壊が進んでいるのが現状である。

(ま)

マイバッグ → 「エコバッグ」参照

(み)

みちのくEMS

正式名称は「みちのく環境管理規格」。国際規格であるISO14001を基本として中小事業者が取り組みやすくアレンジした地域版環境マネジメントシステムです。

民間非営利組織 → 「NPO」参照

(ゆ)

有害化学物質

人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質。人間の諸活動から発生する有害な化学物質は非常に種類が多い。

有機農業

化学肥料や農薬を使用せず、遺伝子組換え技術を利用しないことを基本とする農業であり、農薬や化学肥料を使用していないなど、環境への負荷をできる限り低くして、自然循環機能を増進させるだけでなく、生物多様性の保全も目指している。

UJIターン

出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地に戻ることをUターン、出身地の近隣地域に戻ることをJターン、出身地にかかわらず、住みたい地域を選択し移り住むことをIターンといい、これらをまとめてUJIターンと表現している。

(ら)

ラムサール条約

正式には「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といい、1975（昭和50）年に発効した。イランのラムサールで採択されたことから、こう呼ばれる。水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を進めることと、湿地の適正な利用を進めることを目的とする。日本は1980（昭和55）年に加入し、現在、本市の伊豆沼・内沼、蕪栗沼・周辺水田など、全国で33か所が指定されている。

(り)

リサイクル

廃棄物を再利用すること。紙、鉄くず、アルミニウム、ガラスびん、布など有価物の再生利用、不用品交換などをいう。リサイクルの効用としては資源やエネルギーの節約だけでなく、ごみの減量化による環境保全、ごみ処理費の節約、経済活動の活性化などがある。

技術的には、適正処理困難物のプラスチックなどを含むほとんどの廃棄物のリサイクルが可能となっているが、リサイクルを推進するためには、分別収集の徹底、回収ルートの整備、再生品を安く買うための補助などが必要である。

リスクコミュニケーション

化学物質や環境汚染などにより人類や生態系が受ける影響（リスク）について、企業や地域住民、消費者、行政などが意見交換・対話を通じて相互理解を深め、適切な対策につなげていくことで、科学的・行政的データなどについて正確で迅速な情報公開が不可欠であり、関係者が一体となって環境リスクの低減、管理を図っていくための基本的な考え方と言える。

リユース

使用を終えた製品を、基本的に形を変えずに他の使い方で用いること。「再使用」とも言われる。

(る)

類型指定

水質汚濁及び騒音の環境基準について、国が設定した類型別の基準値に基づき、都道府県知事が、水質汚濁に関しては水域の利用目的、水質の現状など、騒音に関しては都市計画区域などを勘案し、具体的な地域をあてはめ指定すること。

(れ)

レッドデータブック

国際自然保護連合（IUCN）によって1966年から発行されている「全世界の絶滅のおそれのある動植物のリスト」。

表紙が赤いことから、「レッドデータブック」と呼ばれるようになりました。野生動植物を保護するための生息状況に関する基礎的な資料が掲載されており、日本国内では、1989年に植物について、1991年に動物について、多くの学者や自然愛好家の協力を得て日本版レッドデータブックが作成されている。これにより、日本の野生動植物全体の10パーセント以上が絶滅の危機に瀕していることがわかっている。